

★7月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ



賞与支払届の提出をお忘れなく!



夏季賞与の時期になりました。被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、届出漏れの無いように注意しましょう!

- ☆既に登録している賞与支払予定月に支払いが無い場合でも「賞与支払届総括表」は「不支給」として提出が必要です。
- ☆年4回以上賞与を支払った場合は「標準報酬月額(算定基礎届)」により提出になりますので、「賞与支払届」の提出は不要です。

算定基礎届の提出時期です

4月、5月、6月に支払われた報酬の総支給額の届け出を行い、9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、大切な手続きです。算定基礎届は7月10日までの提出になります。お忘れの無いよう、お早めにご準備下さい!

子ども・子育て 拠出金率の改定



平成31年4月分(2019年5月31日納期限)から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため改定となっております。

改正前 1,000分の2.9(0.29%)



改正後 1,000分の3.4(0.34%)

2019年 全国安全週間



「新たな時代に
PDCA
みんなで築こう
ゼロ災職場」

ポスターを配布しておりますので、掲示の上、安全確認をよろしくお願い致します。

★令和元年7月の営業土曜日は
以下のとおりです。

6日(土)	営業(労務)
13日(土)	休
20日(土)	休
27日(土)	休



★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>